

水道局企業管理規程番	水道局企業管理規程名	公布年月日
水道局企業管理規程第 1 号	さいたま市水道局企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程	平成 31 年 1 月 11 日
水道局企業管理規程第 2 号	さいたま市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程	平成 31 年 3 月 29 日
水道局企業管理規程第 3 号	さいたま市水道局事務専決規程の一部を改正する規程	平成 31 年 3 月 29 日
水道局企業管理規程第 4 号	さいたま市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程	平成 31 年 3 月 29 日
水道局企業管理規程第 5 号	さいたま市水道局自動遠隔検針事務の取扱い等に関する規程の一部を改正する規程	平成 31 年 3 月 29 日
水道局企業管理規程第 6 号	さいたま市水道局市民開放施設管理規程の一部を改正する規程	平成 31 年 3 月 29 日
水道局企業管理規程第 7 号	さいたま市水道局検針、収納事務の委託に関する規程の一部を改正する規程	平成 31 年 3 月 29 日
水道局企業管理規程第 8 号	さいたま市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程	平成 31 年 3 月 29 日

さいたま市水道局企業管理規程第1号

さいたま市水道局企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年1月11日

さいたま市水道事業管理者 森 田 治

さいたま市水道局企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員被服貸与規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保管の義務)</p> <p>第2条 職員は、<u>事務作業を行う場合を除き、勤務中、貸与された被服（以下「貸与被服」という。）を着用しなければならない。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(貸与及び返納)</p> <p>第3条 貸与する被服の種類、貸与区分、貸与数、<u>貸与期間及び貸与時期は、水道総務課長が別に定める。</u></p> <p><u>2</u> [略]</p>	<p>(保管の義務)</p> <p>第2条 職員は、<u>執務中、貸与された被服（以下「貸与被服」という。）を着用しなければならない。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(貸与及び返納)</p> <p>第3条 貸与する被服の種類、貸与区分、貸与数、<u>貸与期間及び貸与時期は、被服貸与表（別表）のとおりとする。ただし、特別の理由があるときは、貸与数、貸与期間及び貸与時期を変更することができる。</u></p> <p><u>2</u> 貸与期間は、貸与した日の属する月から起算する。</p> <p><u>3</u> [略]</p>

別表を削る。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第2号

さいたま市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

さいたま市水道事業管理者 森 田 治

さいたま市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局事務分掌規程（平成15年さいたま市水道部企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第2条 局の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>業務部</p> <p>[略]</p> <p>給水装置課</p> <p>給水装置係</p> <p>水道メーター係</p> <p>設備改良係</p> <p>[略]</p> <p>給水部</p> <p>[略]</p> <p>南部水道建設課</p> <p><u>施設管理係</u></p> <p>建設第1係</p> <p>建設第2係</p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>給水部</p> <p>[略]</p> <p>北部水道建設課及び南部水道建設課</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 局が保有する建築物の新築、増改築及び維持改修工事に関すること。（南部水道建設課に限る。）</u></p> <p><u>(7) 局が保有する建築物の保全計画及び予防保全工事に関すること。（南部水道建設課に限る。）</u></p>	<p>(内部組織)</p> <p>第2条 局の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>業務部</p> <p>[略]</p> <p>給水装置課</p> <p>給水装置係</p> <p>水道メーター係</p> <p>設備改良係</p> <p><u>貯水槽水道係</u></p> <p>[略]</p> <p>給水部</p> <p>[略]</p> <p>南部水道建設課</p> <p>建設第1係</p> <p>建設第2係</p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>給水部</p> <p>[略]</p> <p>北部水道建設課及び南部水道建設課</p> <p>(1)～(5) [略]</p>

ㄥ
[略]

[略]

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第3号

さいたま市水道局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

さいたま市水道事業管理者 森 田 治

さいたま市水道局事務専決規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局事務専決規程（平成15年さいたま市水道部企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第2（第3条関係） 個別専決事項					別表第2（第3条関係） 個別専決事項				
業務部					業務部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長	課所名	専決事項	課長	部長	局長
水道総務課	1～9 [略]				水道総務課	1～9 [略]			
	<u>10</u> [略]					<u>10</u> 旧姓の使用及び使用の中止を承認すること。		○	
	<u>11</u> [略]					<u>11</u> [略]			
	<u>12</u> [略]					<u>12</u> [略]			
	<u>13</u> [略]					<u>13</u> [略]			
	<u>14</u> [略]					<u>14</u> [略]			
	<u>15</u> [略]					<u>15</u> [略]			
	<u>16</u> [略]					<u>16</u> [略]			
	<u>17</u> [略]					<u>17</u> [略]			
	<u>18</u> [略]					<u>18</u> [略]			
	<u>19</u> [略]					<u>19</u> [略]			
	<u>20</u> [略]					<u>20</u> [略]			
	<u>21</u> [略]					<u>21</u> [略]			
	<u>22</u> [略]					<u>22</u> [略]			
<u>22</u> [略]				<u>23</u> [略]					
[略]					[略]				
[略]					[略]				

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第4号

さいたま市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

さいたま市水道事業管理者 森 田 治

さいたま市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局安全衛生管理規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(産業医)</p> <p>第12条 <u>法第13条第1項</u>に規定する産業医（以下「産業医」という。）を置く箇所並びにその名称及び人数は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>(作業主任者)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>(健康診断の種類等)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 前項の健康診断の対象職員、項目及び回数又は時期は、<u>労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）</u>に定めるとおりとする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(産業医)</p> <p>第12条 <u>法第13条</u>に規定する産業医（以下「産業医」という。）を置く箇所並びにその名称及び人数は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p><u>2 産業医は、法第13条第3項及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第14条第1項各号に掲げる事項を行うとともに、同条第2項及び省令第15条第1項に規定する職務を行う。</u></p> <p>(作業主任者)</p> <p>第13条 [略]</p> <p><u>2 作業主任者は、法第14条に規定する事項を行う。</u></p> <p>(健康診断の種類等)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 前項の健康診断の対象職員、項目及び回数又は時期は、<u>省令</u>に定めるとおりとする。</p> <p>3 [略]</p>

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第5号

さいたま市水道局自動遠隔検針事務の取扱い等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

さいたま市水道事業管理者 森 田 治

さいたま市水道局自動遠隔検針事務の取扱い等に関する規程の一部を改正する
規程

さいたま市水道局自動遠隔検針事務の取扱い等に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（事前協議） 第2条 開発等行為の施行者は、<u>検針が困難な場所に水道メーターを設置する場合その他水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要であると認めた場合は、次に掲げる事項について管理者と協議しなければならない。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>管理者が別に定める基準による自動遠隔検針に必要な設備の設置及び保守管理に係る費用の負担区分に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p>	<p>（事前協議） 第2条 開発等行為の施行者は、<u>同時給水を必要とする給水装置等（専用給水装置及びさいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する特別措置規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第39号）の規定に基づく戸別検針共同住宅に係る受水槽以下の設備で各戸に給水するための設備）の規模が別に定める基準以上の場合（給水装置等の計画数が基準以上見込まれる場合を含む。）又は水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要であると認めた場合は、次に掲げる事項について管理者と協議しなければならない。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 自動遠隔検針に必要な機器の設備の設置及び保守管理に係る費用の負担区分に関すること。</p> <p>(3) [略]</p>

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第6号

さいたま市水道局市民開放施設管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

さいたま市水道事業管理者 森 田 治

さいたま市水道局市民開放施設管理規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局市民開放施設管理規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
<p style="text-align: center;">（使用料の額等）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 管理者は、必要があると認めるときは、庭球場の利用に係る回数券（以下「回数券」という。）を発行することができる。<u>ただし、回数券の有効期間は、当該回数券を発行した日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">（使用料の額）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 管理者は、必要があると認めるときは、庭球場の利用に係る回数券を発行することができる。</p>																		
<p style="text-align: center;">（使用料の徴収）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 回数券に係る使用料は、その発行の際、徴収する。</p>	<p style="text-align: center;">（使用料の徴収）</p> <p>第6条 [略]</p>																		
<p style="text-align: center;">（使用料の不還付）</p> <p>第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、<u>管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">（使用料の不還付）</p> <p>第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、<u>利用者が自己の責めに帰することができない理由により利用することができなかつた場合は、その全部又は一部を還付することができる。</u></p>																		
<p>別表第3（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">深作庭球場</td> <td style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">1面1時間につき220円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p>	施設名	区分	使用料	深作庭球場	一般	1面1時間につき220円	[略]			<p>別表第3（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">深作庭球場</td> <td style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">1面1時間につき210円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p>	施設名	区分	使用料	深作庭球場	一般	1面1時間につき210円	[略]		
施設名	区分	使用料																	
深作庭球場	一般	1面1時間につき220円																	
[略]																			
施設名	区分	使用料																	
深作庭球場	一般	1面1時間につき210円																	
[略]																			

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正は、同

年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後のさいたま市水道局市民開放施設管理規程（以下「改正後の規程」という。）第5条第2項の規定は、この規程の施行の日以後に発行する庭球場の利用に係る回数券（以下「回数券」という。）について適用し、同日前に発行した回数券の有効期間については、同項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。
- 3 改正後の規程別表第3の規定は、別表第3の改正の施行の日以後の庭球場の利用及び回数券の発行に係る使用料について適用し、同日前の庭球場の利用及び回数券の発行に係る使用料については、なお従前の例による。

さいたま市水道局企業管理規程第7号

さいたま市水道局検針、収納事務等の委託に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

さいたま市水道事業管理者 森 田 治

さいたま市水道局検針、収納事務等の委託に関する規程の一部を改正する規程
さいたま市水道局検針、収納事務等の委託に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																	
<p>(貸与品) 第13条 管理者は、受託者に被服を貸与する。</p> <p>2 前項の被服の種類、貸与数、貸与期間については、<u>管理者が別に定める。</u></p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(貸与品) 第13条 管理者は、受託者に別表に掲げる被服を貸与する。</p> <p>2 前項に規定する被服の貸与数、貸与期間等については、<u>さいたま市水道局企業職員被服貸与規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第27号）に準ずるものとする。ただし、帽子の貸与期間は、1年とする。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p><u>別表（第13条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">作業服</td> <td style="text-align: center;">夏用</td> <td style="text-align: center;">半袖上衣、長袖上衣及び下衣</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">冬用</td> <td style="text-align: center;">上衣及び下衣</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">雨外とう</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">防寒服</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">防寒ズボン</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">帽子（検針事務等の受託者に限る。）</td> </tr> </table>	作業服	夏用	半袖上衣、長袖上衣及び下衣	冬用	上衣及び下衣	雨外とう			防寒服			防寒ズボン			帽子（検針事務等の受託者に限る。）		
作業服	夏用		半袖上衣、長袖上衣及び下衣															
	冬用	上衣及び下衣																
雨外とう																		
防寒服																		
防寒ズボン																		
帽子（検針事務等の受託者に限る。）																		

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第8号

さいたま市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

さいたま市水道事業管理者 森 田 治

さいたま市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員就業規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(年次有給休暇)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、一の年における年次有給休暇の残日数が20日（第2項各号に掲げる職員にあっては、同項の規定による日数）を超えない職員にあっては当該残日数（当該年の翌年の初日に勤務の形態が変更される場合にあつては、管理者が別に定める日数）、20日を超える職員にあっては20日を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。</p> <p>5～8 [略]</p> <p><u>第16条の3 第16条第8項の規定にかかわらず、管理者は、同条第1項から第3項まで又は前条の規定による年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対し、当該年次有給休暇を与えた日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させなければならない。ただし、当該職員が第16条第8項の規定による年次有給休暇を取得した場合には、当該取得した年次有給休暇の日数分を5日から控除するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(年次有給休暇)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、一の年における年次有給休暇の残日数が20日（前項各号に掲げる職員にあっては、同条の規定による日数）を超えない職員にあっては当該残日数（当該年の翌年の初日に勤務の形態が変更される場合にあつては、管理者が別に定める日数）、20日を超える職員にあっては20日を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。</p> <p>5～8 [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際4月1日以外の日が基準日（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）附則第4条に規定する基準日をいう。以下同じ。）である職員に係る年次有給休暇については、この規程の施行の日後の最初の基準日の前日までの間は、この規程による改正後のさいたま市水道局企業職員就業規程第16条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。